

地図の著作権はだれのもの？

第21回

地図を使用したホームページを作る場合の注意点

Q.

ホームページに、自宅、事務所、イベント開催地などへの案内地図を掲載したいと考えています。効率のためには、専門家の作った地図をスキャンして利用するのが便利に思われます。しかし、ロードマップ、市街地図などを無断でコピーしたり送信したりすることは、それらの地図の著作権に抵触するのではないのでしょうか？ また、国土地理院の地図をコピーしたい場合はどうすればいいのでしょうか？

A.

国土地理院の地図の利用方法

まず、国土地理院の地図の利用に対する法的規制について説明する。これは、著作権の問題ではない。おそらくは、国土地理院による測量の成果を国民が公平に利用できるようにすることと、国土に関する情報が正確に伝わるようにすることを目的とする規制だろう。次に掲げる測量法の規定をごらんいただきたい。

▶ **測量法4条** この法律において「基本測量」とは、すべての測量の基礎となる測量で、建設省国土地理院（以下「国土地理院」という）の行うものをいう。

▶ **測量法29条** 基本測量の測量成果のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書を複製しようとする者は、国土地理院の長の承認を得なければならない。国土地理院の長は、複製しようとする者がこれらの成果をそのまま複製して、もっぱら営利の目的で販売するものであると認めるに足る充分な理由がある場

合においては、承認をしてはならない。[*1]

したがって、我々は、無断で国土地理院の地図を複製してホームページに載せてはならない[*2]。もっとも、だからといって、我々が国土地理院の地図を複製することが困難だというわけでもない。国土地理院の地図の複製および使用の承認を求めるとの窓口が国土地理院にある[*3]。国土地理院の統計によれば、地図を含む国土地理院の基本測量の成果の複製または使用の件数は、平成6年度(1994年)で、6,000件を超えている。なお、国土地理院は、ホームページを開いて、積極的に国民に対する公報を行っているから御参照いただきたい[*4]。

【*1】（筆者注）我々が国土地理院の地図を利用した地図を営利目的で販売しようとする場合であっても、国土地理院の地図を“そのまま複製”するのでなければ、国土地理院長の承認を得ることは可能である。現に多くの市販の地図は、国土地理院の地図を利用したうえで、それなりの情報を付加するなどの加工をしたものである。

【*2】 ここで、私が、“...のリスクがある”という表現ではなく、“...してはならない”という表現を用いたことに注意していただきたい。その理由は、測量法のこれらの規定が、著作権のような私的権利を定める規定ではなく、取締規定だからだ。測量法29条の違反に対しては1万円以下の罰金に処する旨を、同法64条が定める。なお、私的権利を定める規定と取締規定の違いについては、本連載第15回(本誌1996年5月号256～259頁、うち258頁)参照。

【*3】 建設省国土地理院 総務部 総務課管理係。〒305 茨城県つくば市北郷1番。電話番号は、[*4]のサイトで確認のこと。

ネットワーク知的著作権研究会

弁護士 寺本振透

Teramoto Shinto

☎ <http://www.st.rim.or.jp/~terra/>

【*4】 国土地理院のホームページ
<http://www.gsi-mc.go.jp/JIS/gsihome.html>

その他の一般的な地図の利用方法

次に、国土地理院の地図以外の一般的な地図について、著作権の観点から検討してみる。

まず、地図に著作物性^{〔*5〕}があるかないかを検討する。著作権法10条1項は次のように規定する。

▶ 著作権法10条1項 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。略...

六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
 略...

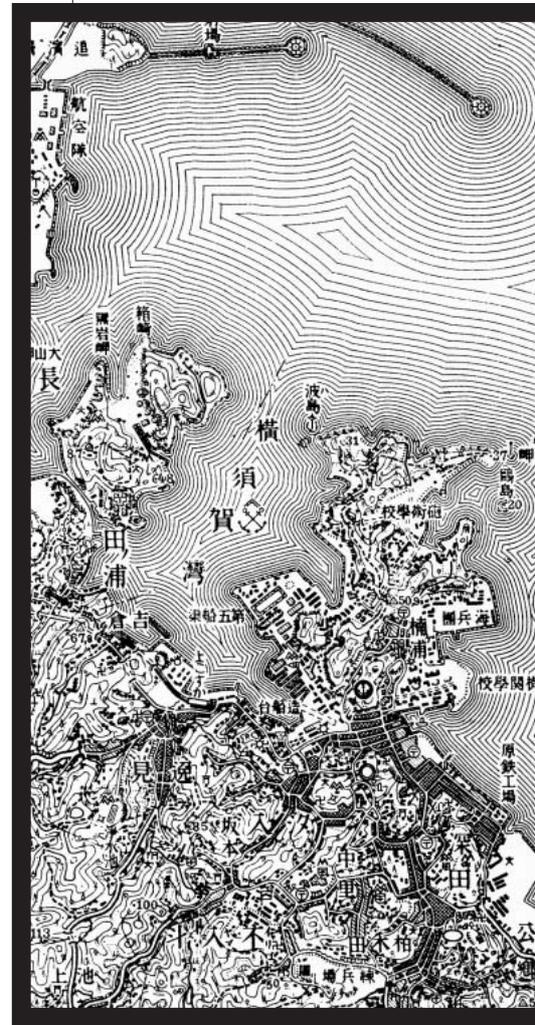
してみると、地図は、原則として著作物性を有するということがわかる。著作権法2条1項1号の“著作物”の定義に従えば、もちろん地図であっても単純な事実の記述であって、作成者の思想も感情もまったく表れていないようなものが仮にあったとすれば、それは、著作物性を有しまい。だが、現実には、作成者の考え方がまったく表れていないような地図はまず存在しないだろう（将来地図を自動的に作成する技術が発達すれば別だが）。

旧著作権法（明治32年3月4日法律第39号）には、地図を著作物の一例として明らかに示す規定がなかったから、法廷において、地図の著作物性が争われたことがある。これに対して裁判所は、次のように述べて、なぜ地図の著作物性を認めるのかを説明した^{〔*6〕}。

▶ 地図というものは自然科学的厳密さを以て地球上の現象を存在するまゝに一定の

記号を以て表示するものであるから、恰かも写真の如く現実がそのまま記号となつて表示されるものであるが、一面それは学術的図面として地図製作者の学識、見識等その個性が表示されていなくてはならないものであることは、容易に之を了解することができる。例えば表示すべき地名の撰択にあたって、各地の文化程度、人口密度状態等を考慮して著者の撰択によりその必要と思われるもののみを表示するものであるから、同一大の日本地図について見ても中には同一地名を共に表示する事も多々あるであらうがそのすべてにつき同様であるということは人間の個性の相異のある如く絶対ありえないことであるし、又地図を著作する人の学識、見識、経験、個性等によつては可成りの程度迄異つてきて、一流の地図製作者の作成した地図は、学識、経験のない人の到底作成し得ない程すぐれたものとなるものである。此の意味に於て地図に著作権を認めその製作者を保護する必要がある訳である。

現行著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）は、おそらく以上のような裁判所の考え方を受けて、著作物の一例として地図を明示したのであろう。それゆえ、他人が作成した地図を、我々が、無断でホームページに掲載することは、作成者（または、彼から著作権の譲渡を受けた者）の著作権と抵触することになる^{〔*7〕}。場合によると、彼の著作者人格権に抵触するかもしれない^{〔*8〕}。結局、我々は、他人が作成した地図を権利者に無断でホームページに掲載するならば、権利者から差止、損害賠償などの請求を受けるリスクを負うことになることに留意すべきだろう。もちろん、権利者に告訴され、我々が刑事上の責任を負うことになるリスクもある（著作権法119条、123条1項）。弁護士が依頼者から助言を求め





られた場合、一般的には、このような法的リスクを回避するために、あらかじめ、権利者の承諾を得ておくことを推奨することになる。

【*5】“著作物性”とは、ある作品が、著作権による保護の対象となるかどうか、つまり、著作権法にいう“著作物”であるかどうか、という問題である。この判断は、原則として著作権法2条1項1号による“著作物”の定義（“思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう”）に照らして行う。ある作品が“著作物”であるとされたならば、少なくとも、第三者がその作品の“まる写し”をすることは、その作品に対して権利者（著作者または彼女から権利を譲り受けた者）の著作権（この場合、著作権を構成する権利の束のうちの一つである複製権）に抵触することになる。だが、その作品を利用してはいるが“まる写し”でない作品を第三者が作ったとしたら、それが常にもとの作品の著作権に抵触するとは限らない。もとの作品の性質によって、それに対する“著作権の保護範囲”の広狭がさまざまに変化するからだ。本連載第18回（本誌1996年8月号322頁、うち324頁から325頁）参照。

【*6】大阪地判昭和26年10月18日、下民集2巻10号1208頁。LEX/DB No. 27420060（LEX/DBには、例えば、NIFTY-ServeからGO TKCで入ることができる）。

【*7】通常、著作権を構成する権利の束のうち、複製権（著作権法21条 - 著作権者が他人による著作物の複製を排除することができる権利 - ）および有線送信権（著作権法23条 - 著作権者が他人による著作物の有線送信を排除することができる権

利 - ）が問題となる。

【*8】もし、もとの地図が未公表なら、我々がそれをホームページに載せて勝手に公表することは、著作者の公表権（著作権法18条 - 著作者が第三者による著作物の公表を排除することができる権利 - ）が問題となり得る。もし、我々が著作者の意図に反して著作者の氏名を表示せず、または、勝手な表示をしたならば、著作者の氏名表示権（著作権法19条）が問題となり得る。もし、我々が著作者の意図に反してもとの地図を改変したならば、著作者の同一性保持権（著作権法20条）が問題となり得る。なお、これら著作者人格権は、著作者が第三者に譲渡できないことに注意。

第三者の地図を基礎として作られた地図の著作物性はどうか？

たとえば、ある人(a)の地図(地図A)をもとにして、第三者(b)がいくつかの情報を付加した地図(地図B - たとえば、住宅地図、道路地図など -)を作成したと仮定しよう。我々が、すでにaから地図Aを使用および複製することの承認を得ていたとも仮定しよう。我々は、bに無断で地図Bをコピーして、我々のホームページに登載することには、どのような法的リスクが伴うだろうか？

地図Bが地図Aに依拠していたとしても、地図Bには、bなりの思想または表現が表れているのが通常だろう（著作権法第2条第1項第1号）。だとすれば、我々は、さらに、b(または、bから著作権の譲渡を受けた者。ただし、著作者人格権については、b

1995

国土地理院発行1995年横浜地図より引用

本人)の許可なしに地図Bをホームページに搭載するならば、やはり権利者から差止、損害賠償などの請求を受けたり、告訴されたりするリスクを負うことになるだろう。一般的なりスクの回避方法は、あらかじめ、権利者の承諾を得ておくことである。

地図に対する著作権の保護範囲

もし我々が、他人(c)が作成した地図(地図C)を参考しつつ、新たに地図(地図D)を作成したとすればどうだろうか？ おそらく、地図Dは、地図Cに記載されている情報のいくつかを、やはり掲載していることになる。この場合、地図Dは地図Cに対してその権利者が有する著作権と抵触するだろうか？

この問題についても、裁判所が参考となる考え方を提示してくれている[*9]。

▶ ...新著作が他人の著作物を基本として作成された場合であっても、そこに独自の創作性が加えられた結果、通常人の観察するところにおいて、旧著作の著作物としての特徴が、新著作の創作性の陰にかくれて認識されないときは、新著作は単なる複製でも二次的著作物でもなく、他人の著作物の自由な利用により創作された独自の著作物であると認められ、著作権侵害とはならないというべきである。この場合、模範として利用された旧著作の独自性が顕著であればあるほど、新著作中に化体された精神的業績が高度であることが、新著作を独立の著作物として保護するため必要とされるが、旧著作が個性的表現の僅少なものであれば、これに対する著作権による保護は厳格に限定されねばならないから、新著作の著作物としての独自性は認められ易くなるといえる。...住宅地図においては、その性格上掲載対象物の取捨選択は自から定まっており、こ

の点に創作性の認められる余地は極めて少いといえるし、また、一般に実用性、機能的性が重視される反面として、そこに用いられる略図の技法が限定されてくるという特徴がある。従つて、住宅地図の著作物性[*10]は、地図一般に比し、更に制限されたものであると解される。

すなわち、地図のような実用的、機能的な著作物については、著作権の保護範囲が比較的狭いのであるから、地図Cを参考として地図Dが作成されたからといって、地図Dが地図Cの著作権を侵害しているとは即断できないのである。もし、新しい地図を作成するときに既存の地図を参考にしてはならないということになると、地図を作成する人はすべてを一から始めなければならないことになって不経済である。著作権法は、我々にそのような不経済を無理強いするわけではない[*11]。

弁護士がcの立場の依頼者に助言するときには、おそらく、地図Dが地図Cの著作権を侵害していると軽率に主張することが無駄な訴訟費用の発生や、cが地図Dの作成者に対して不法行為責任を負う事態をひきおこしかねないリスクがあることを認識すべきであると申し述べることになる。

[*9] 富山地判昭和53年9月22日、無体集10巻2号454頁。LEX/DB No. 27755036。

[*10] 裁判所は“著作物性”の語を使ったが、正確には“著作権の保護範囲”というべきであった(この引用部分の注は原文にあったものではない)。前述[*5]参照。

[*11] 本連載第4回(本誌1995年6月号100頁、うち103頁)参照。



e-mail ip-law@impress.co.jp

皆様からのご質問、ご意見は、こちらのメールアドレスで受け付けております。お待ちしております。



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp